

令和6年2月13日 話題事項
令和6年2月9日 資料提供済

「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」カップル第1号に受領証を交付します。

和歌山県は、すべての人が性別や性的指向等に関係なく尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会の実現を目指し、令和6年2月1日に「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しました。

この度、「第1号」となるカップルに対し、知事から宣誓書受領証を交付します。

○受領証の交付

◆日時：令和6年2月14日（水）11：30～

◆場所：和歌山県庁本館3階 知事室

◆出席者：宣誓者 2名

○（参考）和歌山県パートナーシップ宣誓制度の概要

お互いを人生のパートナーと約束する性的少数者のカップルが協力して共同生活を行う「パートナーシップ関係」にあると宣誓したことを、県が証明し、婚姻関係にある夫婦と同等のサービスを受けられるようにする制度です。（法的効力はありません。）

詳しくは、県青少年・男女共同参画課ホームページに掲載しています。



県ホームページはこちら

※受領証交付後、宣誓者へのインタビュー時間を設けます。（12時まで）

※報道可能な情報範囲については、当日お伝えします。（宣誓者の氏名等）